

## 第 21 回 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成 28 年 8 月 26 日 (金) 10:00~12:00

2. 開催場所 日本電気協会 4 階 B 会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

出席委員: 白石主査 (日本原子力発電) \*, 伊藤副主査 (中部電力) \*\*, 小川 (北海道電力), 河津 (九州電力), 高取 (中国電力), 高畑 (四国電力), 船橋 (日本原子力研究開発機構), 山田 (北陸電力) (計 8 名)

代理委員: 大山 (東京電力 HD・井上代理), 細川 (関西電力・尾上代理), 齊藤 (電源開発・君和田代理), 深堀 (東北電力・鈴木代理), 林 (日本原燃・附田代理) (計 5 名)

欠席委員: 高井 (原子力安全推進協会) (計 1 名)

常時参加者: 藤田 (日本原子力発電) (計 1 名)

オブザーバ: 石塚 (東北電力), 久保山 (九州電力) (計 2 名)

事務局: 井上, 大村 (日本電気協会) (計 2 名)

\* : 議事 5(3)にて主査に選任 \*\* : 議事 5(3)にて副主査に再指名された。

4. 配布資料

資料 No.21-1 第 20 回原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録(案)

資料 No.21-2 JEAG4627-2010 原子力発電所緊急時対策所の設計指針改定について (至近の安全設計分科会)

資料 No.21-3 JEAG4627-200X 原子力発電所緊急時対策所の設計指針 (案)

資料 No.21-4 JEAG4627 原子力発電所緊急時対策所設計指針 改定前後比較表案

資料 No.21-5 【参考資料】としての記載 (例)

参考資料-1 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 委員名簿

参考資料-2 原子力発電所緊急時対策所の設計指針 改定スケジュール (案)

参考資料-3-1 第 33 回 安全設計分科会 議事録

参考資料-3-2 原子力発電所緊急時対策所設計指針改定について (第 33 回安全設計分科会資料 No.33-5)

5. 議事

(1) 定足数確認, 常時参加者等の承認について

副主査による代理出席者 5 名, 常時参加者及びオブザーバの承認後, 事務局より, 出席委員が代理出席者を含め 13 名となり, 委員総数の 3 分の 2(10 名)以上で, 会議招集の定足数を満たしていることの報告があった。

事務局より、以下のとおり委員の変更の紹介があった。正式な委員就任は、次回安全設計分科会で承認後となる。

東京電力HD 井上委員→大山委員候補

北海道電力 小川委員→吉田委員候補

電源開発 君和田委員→齊藤委員候補

## (2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料 No.21-1 に基づき、前回議事録案の説明があり、正式な議事録とすることが承認された。

## (3) 主査の選任について

伊藤副主査より、主査候補として白石委員が推薦され、挙手にて、賛成多数で白石委員が主査に選任された。また、白石主査より、引き続き副主査として伊藤委員が指名された。

## (4) 原子力発電所緊急時対策所の設計指針の改定について

主査より、資料 No.21-2, 3, 4, 5 に基づいて緊急時対策所設計指針の改定について、現在の作業状況、今後の方針、スケジュールなどについて説明があった。検討の結果、今後、次のとおり進めることとなった。

- ・今まで附属資料として各電力の緊急時対策所の設置例を付ける方針であったが、方針を転換し、規制庁からのコメントを含めて、検討した方が良い項目を「参考資料」に纏めることとした。
- ・指針案（参考資料を含む）についてのコメントを 9/26 までに委員から藤田常時参加者へ送付し、藤田常時参加者はコメント集約版を 10/4 までに各委員に送付する。各委員は送付されたコメント集約版の確認を行う。
- ・各委員からのコメントの内容を確認し、主査と副主査が相談のうえ、11 月上旬の安全設計分科会への上程を判断する。

主な意見、コメントは以下のとおり。

### ○参考資料について

- ・資料 No.21-5（参考資料）に反映された規制庁のコメントとは PWR に対するものか。  
→PWR に対するものである。ただし、PWR も BWR も大きくは変わらないであろう。
- ・参考資料に規制庁コメントを明文化するのは良し悪しのところがある。ただし、従来の方針であった、設置例を書くよりもすっきりしている。
- ・規制庁コメントの洗い出し方法はどのように行ったものか。議事録から抽出したものか。  
→傍聴したときのコメントである。
- ・議事録以外のコメントを反映したものであれば、明文化することで支障がでないか。  
→こういうことを考慮した方が良く、という形の資料としている。

→参考資料を除外して、本文と解説だけにするという事も考えられる。解説ではコメントを反映した形にしている。無理に参考資料をつける必要はない。なお、今まで、発行を先延ばしにしていたのは、設置例を記載した参考資料の完成を待っていたためである。

- ・まず方向性（参考資料に設置例ではなく、検討した方が良い項目を書く）を確認いただき、方向性がよろしければ資料を持ち帰り、検討いただきたい。

→方向性は良い。正式コメント(審査会合)とヒアリングの場のコメントを両方書くのは危険である。何に基づくかを照会された場合審査会合は良いが、ヒアリングの内容は公開されておらず、引用しない方が良いのではないか。

→ヒアリングも議事録として公開されているものがある。公開されている項目については問題ないのではないか。

- ・参考資料の方向性の変更について了承いただいたので、今後、参考資料は緊対所設計時に考慮すべき事項を纏めたものとする。

#### ○資料 No.21-4 の確認

- ・P10 解説-5 「c.アクセス性を考慮した可搬型設備や予備品類の保管場所」については、他の項目に移動する。

- ・P10 解説-5 「b.可用性」の意味は何か。

→使いやすい、との意味である。分かりやすい言葉に修正する。

#### ○確認項目及び作業スケジュール

- ・参考資料-2 のスケジュールは最速のものである。

- ・参考資料-2 のスケジュールでは、11月上旬の安全設計分科会への上程が必須となり、それまでに指針案本文の確認と指針案参考資料のバージョンアップを行う必要がある。

- ・本文は一年前のものからアップデートしている。緊対所は免震構造が有効との概念があるが、解説の中には免震免震至上主義にならないように変更している。資料 No.21-3 P15（解説—8）に記載している。

- ・本文だけでも確認する項目が多い。検討会委員から社内へ照会する必要があるかと考える。また、参考資料の確認も必要である。一度作業を行って、作業量を確認したうえで、11月に上程するかどうか検討する必要がある。

→一度、分科会に上程すると、発刊するベースのものを作成していく必要が出てくる。後戻りはできなくなるので、高い完成度が求められる。

- ・参考資料の作り方の方針が変更されたが、電源の多重化の件が解説に入れにくいのであれば、参考資料に入れておくと、将来の方のためになる。この例のように、将来の方のために必要なものも入れておけば良いのではないか。

- ・今年度にはどうにかしたいが、無理に11月に上程することはないと考える。いろいろな内容について、全体をみていただき、2月上旬には上程したい。この段階で一気に進めて、抜けが

ないようにしたい。今回、参考資料の方針が決まり、考慮すべき事項が決まり、ある程度道筋が決まった。しっかりとみて、2月をターゲットにしてはいかがか。

- ・11月に上程しないデメリットはあるか。
- 特にない。ただし、いつまでたっても規格が纏まらないのはよくないので、どこかでけりをつける必要がある。
- ・事務局としては少しでも早く検討をお願いしたい。ここまで完成度が上がっているので、11月の分科会上程をあきらめるのはまだ早いのではないかと考える。2月の分科会はすぐにやってくる。
- ・進捗状況をみて最終決定をするという方法もある。一度手を付けてみて、間に合わないとのことであれば、2月とする選択の余地はある。
- ・各社分担してチェックすることも考えられる。
- 緊対所は各電力でロケーションが異なるので、各々で全体を確認することが必要である。
- ・分科会上程は2月を死守することとし、11月上旬に分科会への上程が可能かどうか、9月末に主査と副主査は相談して判断することとする。
- ・11月上程、2月上程にかかわらず、少なくとも2ヵ月に1回検討会を開催する。
- ・具体的には、資料 No.21-3, 4, 5を確認していただく。資料 No.21-5 (参考資料) は現在の形で確認いただきたい。
- ・資料 No.21-4 で、赤字部分だけについてコメントをすれば良いのか。
- 第21回検討会の案、文章全体にコメントいただきたい。
- ・資料 No.21-5 は審議の対象か。
- 資料 No.21-3 の後ろに資料 No.21-5 が添付されることになる。参考資料であるので、規格の一部ではないが、同じ本の中に入るので、規格と同じように審議される。

##### (5) 次回検討会

次回検討会は10月17日(月)、18日(火)、20日(木)の中で、日程調整を行い、仮決める。

なお、資料の確認に時間がかかり、11月の分科会に上程できない場合は、検討会を先に延ばすことも考慮する。

以 上